

### 第3 無窓階

問1 シャッターと両開き戸が二重に設けられた開口部の取扱いについて、図1の場合、1～3のいずれによるべきか。また、図2の場合はどうか。

- 1 有効開口部の面積は②又は③のいずれか一方とする。一部分に偏在しているため規則第5条の2第1項の「2以上有する…」に該当しないものとする。
- 2 有効開口部の面積は②、③の開口部の合計とする。
- 3 シャッター①を開けた状態を開口部面積とする。

図1

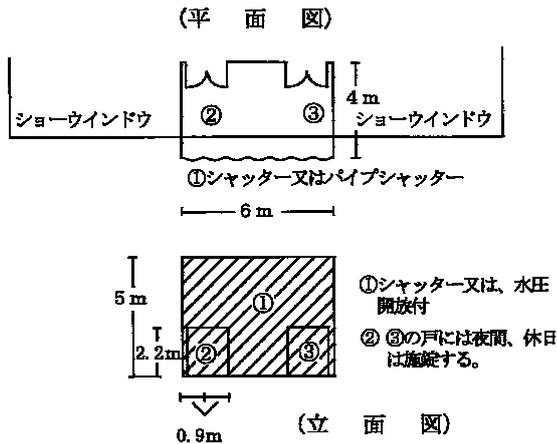
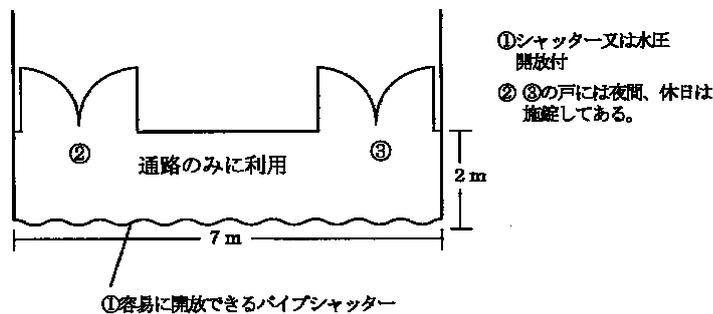


図2



答 設問の図1の場合は、規則第5条の2第1項の避難上又は消火活動上有効な開口部（以下「開口部」という。）とは、認められない。

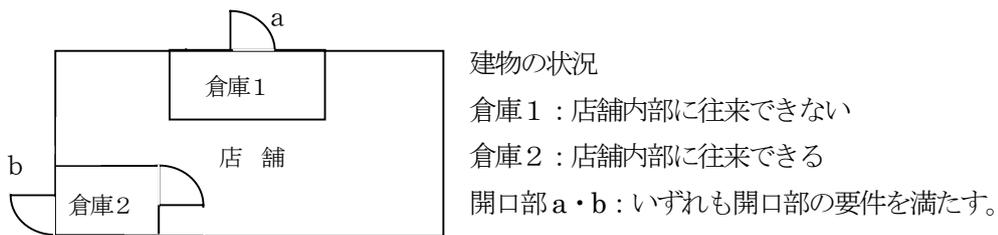
ただし、設問の場合のシャッターが屋内からも手動により開放でき、かつ、両開き戸が屋内及び屋外から手動で開放できる場合は、②及び③の部分はそれぞれ開口部と認めてさしつかえない。

設問の図2の場合は、図1の場合によらねたい。

(昭和54年4月27日付消防予第91号)

(無窓階の判定について)

問2 次図の場合、開口部a及びbはいかに取り扱うべきか。



- (1) a、bいずれも有効な開口部として面積に算定する。
- (2) bのみ有効な開口部として面積に算定する。
- (3) 倉庫1の床面積を除外して無窓階を判定する。

答 (1) によらるたい。

ただし、開口部aは規則第5条の2第1項後段の開口部(2以上の開口部)としては認められない。

(閉店後シャッターにより閉鎖する開口部の取扱いについて)

(昭和50年6月16日付け消防安第65号)

問3 パチンコ店で、営業中は出入口等の開口部が避難上有効に30分の1以上あるが、閉店後無人となり上記避難上有効な開口部は閉鎖され(重量シャッター)無窓となる。このように営業中無窓階でないものが閉店後無窓階となる場合、両方とも満足しなければならないか。

答 原則としてお見込みのとおり。ただし、設問のような状況が明確で、人命安全上特に支障ない場合には、営業中無窓階でなければさしつかえないと解する。

(既存防火対象物における無窓階の取扱いについて)

(昭和50年6月16日付け消防安第65号)

問4 無窓階の取扱いについて、今回の改正で(規則第5条の2)既存の防火対象物で無窓階として判定され、その後変更していない防火対象物の取扱いについて

- (1) 特定防火対象物について現行基準を適合させる。
- (2) 特定防火対象物以外の防火対象物については適用しない。

答 (1) お見込みのとおり。

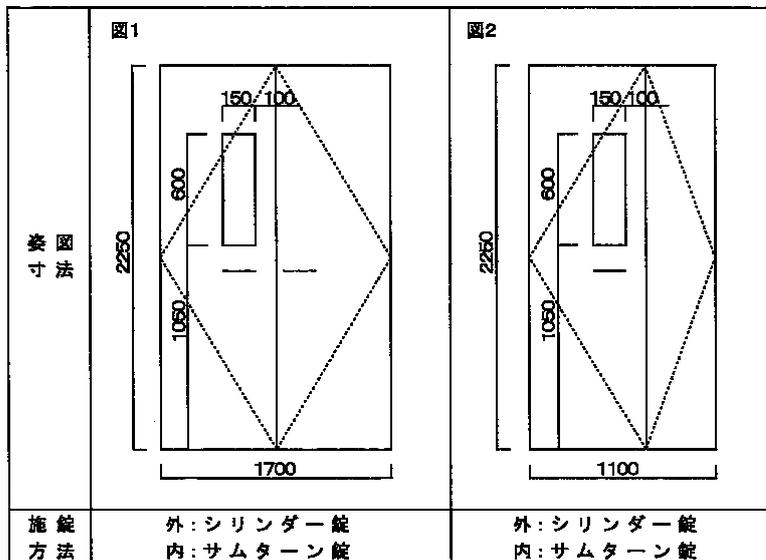
(2) 消火器、避難器具及び令第34条の消防用設備等については遡及する。

(合わせガラスの取扱いについて)

問5 削除

(ガラス小窓付き鉄扉の取扱いについて)

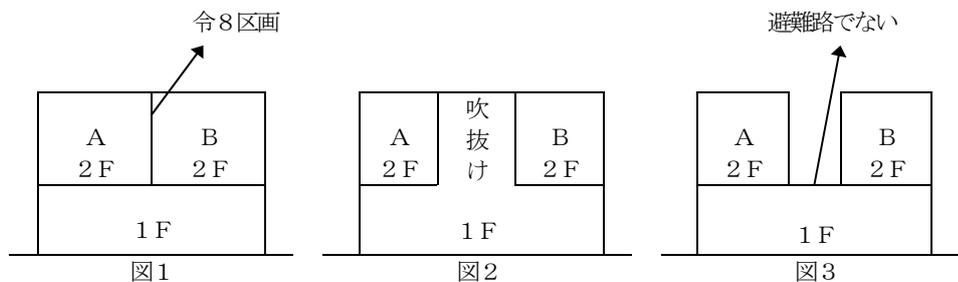
問6 下図のガラス小窓付き鉄扉は、省令第5条の2第2項第3号に規定する開口部に該当するものと解してよいか。



答 ガラス小窓を局部破壊しサムターン錠を開錠できる場合は、お見込みのとおり。  
(平成14年9月30日付け消防予第281号)

●無窓階の判定、解釈について (昭和57年5月8日付け消防予第102号)

問6 無窓階の判定について



上図の場合、いずれも2階のA部分とB部分との往来が直接できないとき、又はほとんどできないときはA・Bとも単独で無窓階の判定をしてもよいか。

答 図1から図3までにおいてA部分及びB部分を併せて判定すること。なお、A及びBの部分に平均して開口部を設けるよう指導されたい。